



平成 30 年 2 月 14 日
内閣府（防災担当）

平成29年度豪雪にかかる災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県は4市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 長岡市 （ながおかし） 小千谷市 （おぢやし） 十日町市 （とおかまちし） 魚沼市 （うおぬまし） 東蒲原郡阿賀町 （ひがしかんばらぐんあがまち）	2 月 14 日	連日の降雪により、これを放置すれば住家の倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 障害物の除去

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
高相、佐藤、堀田
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）

災害救助法の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の搜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合
(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等**(令第1条第1項第4号)

5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。